

「小規模建築物基礎設計指針」第10章 基礎の障害と修復(part-4)

前回までは、「10.1節 基礎の沈下と障害」についてお届けしましたが、今回からは「10.2節 基礎の修復」について、修復方法の選定手順や修復方法などを紹介いたします。

【 10.2 節 基礎の修復 】

箱書き

1. 基礎の修復の必要性は、不具合の状況に対して回復すべき性能を勘案し、総合的に判断する。
2. 基礎の修復計画の策定は、不具合の発生原因を特定し、原因に対応した修復目的を設定して修復方法を選定する。

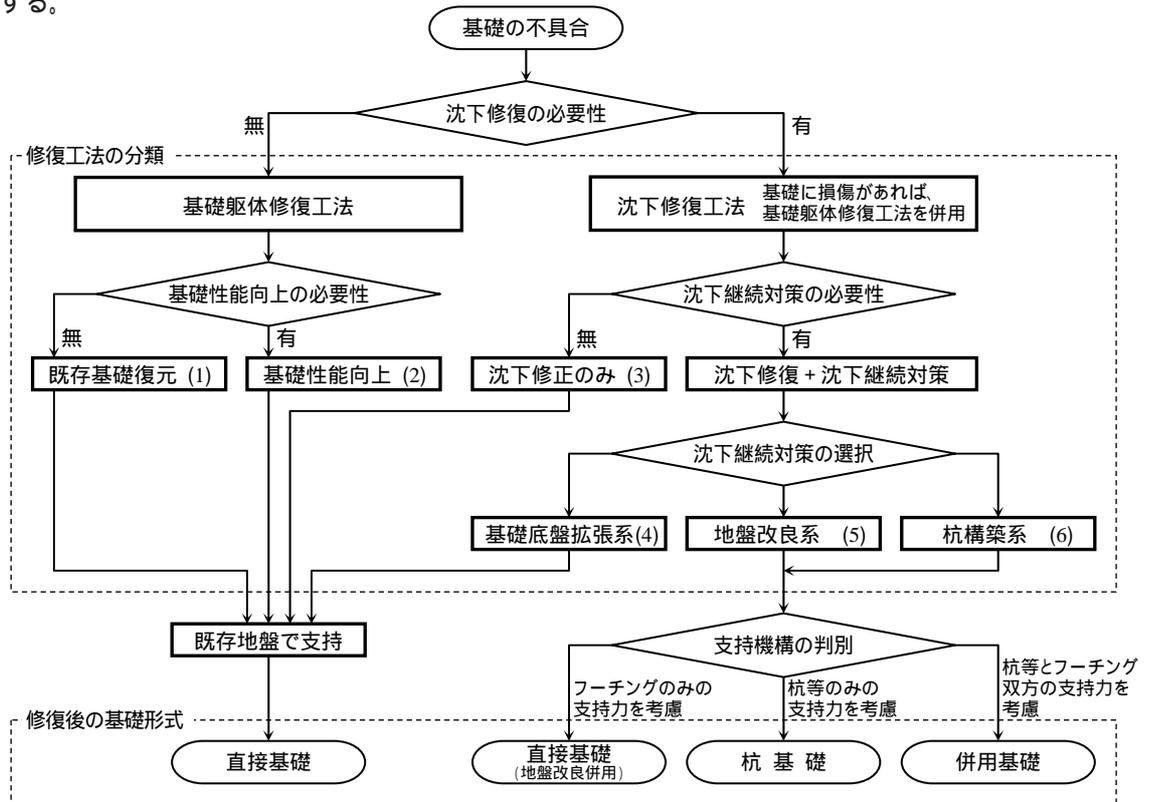
1. 基本事項

【修復の定義】「基礎の修復」とは、基礎の不具合に対して、必要な技術基準に適合し、建築物を安全に支えられる性能を有する基礎または支持地盤となるように補修または補強すること。

補修とは不具合発生前とほぼ同等になるような処置をすること、補強とは基礎あるいは支持地盤の性能を従前の状態よりも高くすることである。

2. 基礎の修復計画

修復方法は、不具合原因を特定して原因に対応した修復目的を設定し、これを満足する工法を以下の手順により選定する。



図中の ( ) 番号は修復工法の区分(表10.2.3)を示す。

図10.2.2 修復工法選定手順

【次号の予定】

次号は、「沈下測定と沈下修正の要否判定」についてお届けします。